

全労協 第30回定期 全国大会報告

9月30日～10月1日の両日、全労協は第30回定期全国大会を開催した。

2017年度の活動を総括し、2018年度の活動方針案、予算案を議論し満場一致をもって闘う方針を採択し、渡邊洋新議長を始めとする新役員体制を選出して閉幕した。

台風24号の影響が懸念されたが代議員・傍聴者は併せて100名を越えて成功裏に終えることができた。

松川副議長の司会で始まり金澤議長と来賓の皆さんの挨拶が行われ、その後、中岡事務局長から17年度の経過報告と18年度活動方針議案、久保事務局次長から決算報告並びに18年度予算案の各提起を受けて質疑討論に入った。20名を超える代議員の発言は、争議・



職場闘争の報告、地方全労協の強化など大会議案を補足・強化する発言が止まることなく続いた。とくに、女性の常任幹事と代議員、傍聴者は10名が参加するなか、広島県労協から参加した（スクラムユニオン・ひろしま）土屋みどり代議員は、日立製作所によるフリーピン人技能実習生20人に対する技能実習中の解雇との闘いの報告を発言すると共に、西日本豪雨災害カンパの贈呈をうけた。

また、大阪教育合同労組の大椿裕子代議員はLGBTへの差別反対の取り組みを提起した議案を補足して教育の国家統制に直面している教育現場の闘いを報告した。

また、1日目終了後の大交流会の中で、翁長知事の死去に伴う沖縄県知事選挙投票日となり、玉城デニー沖縄県知事当選の報に湧いた

渡邊洋新議長の団結がんばろう三唱で第30回定期全国大会は締められた。新体制で憲法9条改憲に突き進む安倍政権を打倒しよう！

全国一般東京労組・中原純子

第28回 全労協女性委員会 定期総会

日時：2018年11月17日(土)14時00分～17時30分
(懇親会)予定
会場：SKプラザ B1階 会議室
東京都千代田区飯田橋3-9-3 SKプラザ
JR飯田橋下車 徒歩7分
次第：第一部
国会パブリックビューイング短編上映
総会：第一部 講演 中野麻美弁護士
「自衛隊を憲法に書き込むってどういうこと？」
第二部 交流会 いつもの通り「赤かぶ」の料理を用意します。

交流会費：1000円

集約：準備がありますので、11月9日17時00分までに参加人数をお願い致します。
全労協事務局（岩野）
(TEL 03-5403-1650、FAX 03-5403-1653)



昨年の総会の懇親会にて

国労女性部

第4回 中央委員会

2018年10月20～21日の2日間、東京・アワーズイン阪急会議室にて第4回国労女性部中央委員会を開催し、全国から15名の仲間が集まりました。委員会の中では、労働条件改善の闘いについて、JR各社や関連企業で働く女性労働者の権利確立の闘い、女性部組織の強化・拡大について議論が集中しました。

新規採用者を含めた、組織拡大対策や長時間過密労働による心身の疲弊、定年後再雇用者の労働条件の劣悪さ、介護と仕事の両立の問題など切実な声が出されました。

東日本内でも20代～30代の若い仲間が少しずつ増えています。繋がりを深めながら、健康で長く働き続けるために女性特有の問題などの改善のために運動を繋げていきたいとまとめました。

中央委員会終了後、直ちに非常任委員体制をつくり、女性部の先頭に立つて闘うことを決めました。

「新体制」

女性部長、谷澤由紀恵（大阪）、
副部長、加藤照代（東京）です。
全労協女性委員会担当は引き続き加藤が出るようになりました。

（加藤照代）

国連女性差別撤廃委員会への

第9次政府報告に対する

意見を提出

9月末から内閣府男女共同参画局では2020年3月に女性差別撤廃委員会へ提出予定の政府報告に関する意見を募集し、女性委員会は雇用関連を中心に以下のような意見を送った。ただ募集期間が3週間では短すぎる。

条約2条…締約国の差別撤廃義務

*均等法に条約1条にある女子差別の定義を規定する事

*選択議定書の批准につき、いつまでも検討中と逃げることなく、批准目的を明らかにして報告する事

*選択議定書の先例を裁判官の研修に明確に位置付ける事

*パリ原則に基づく国内人権期間の設置についても明確な期限を付して報告する事

*女性差別撤廃条約の実現や最終意見・勧告を遵守するため、進捗を把握し、推進する機関を設置すること

*2020年までに意思決定の場に女性を30%とする目標の実現が困難であることの原因を明確にし、実現に向けた具体的行程を明示すること

関連するデータや根拠…2016年CEDAW最終意見9、11、15、31、第4次男女共同参画基本計画12分野問題解決への提案…男女の実態を明確にするため政府統計はすべてジェンダー統計とすること



11月3日国会前大行動に集まろう！

条約11条…雇用における差別撤廃

*同一価値労働同一賃金の実現は性別、雇用形態に関わらず必要である。2018年6月に成立の働き方改革関連法の1つのパート有期労働者法は「人材活用の仕組み」による格差を認めている。これではパート・有期の賃金格差は埋まらない。とりわけパート労働者の賃金は最低賃金に張り付き、シングルマザーでは生活することも困難である。女性労働者の4割はワーキングプアーと言われる年収200万円以下である。この実態をどう変えるのか具体的な方針と目標を報告に盛り込むべき

*男女賃金差別事件の現状と最高裁判決を報告し、是正ができない最大の原因が、司法による企業の裁量の重大視にあることを指摘すべき。公正な処遇を受ける労働者の権利擁護にむけた検討とその方策を報告すべき

*女性活躍推進法の行動計画の必須項目に男女賃金を導入すべき、女性の55%となる非正規労働者を減

労契法20条裁判「メトロコマー」 次回に結審、判決は年度内にも

全国一般東京東部労組メトロコマーS事件で地裁判決は、比較すべきは600人の正社員であり、有為な人材を確保するには正社員を優遇するのは差別ではないと断じた。

控訴審では進行協議が続いていたが、原告側は文書提出命令を求め、会社の社員構成について新卒で入社してきた社員は1割にも満たず、東京メトロから57歳で転籍し65歳まで働く社員が200人もいるなど一般の企業とは大部異質なこと等を明らかにしてきた。9月26日久しぶりに口頭弁論が開かれた。

当日は9時半から裁判所前の宣伝行動を行なった。法廷では原告の後呂さんが20分間証言し、会社の反対尋問を受けて再主尋問で主張を補強できたようだ。次回11月19日に結審となった。結審でも原告らの意見陳述を行う。

裁判後、裁判所前で弁護団から法廷の報告があり、年度内にも判決が

らすための方針を明示すべき

*未だに出産・育児に関するマタニティハラースメントが無くなる原因の分析とその対策を報告すべき

*ILO111、175、183、189号条約の批准に向け、行程を付して報告するべき

*外国人技能実習生の労働実態の報告と改善に向けた取組、その意思を報告すべき

*職場のセクシャルハラースメントの実態となくすための方策を明確にすべき

関連するデータや根拠…2016年CEDAW最終意見35a、35c、p.9第4次男女共同参画基本計画第12分野問題解決への提案…女性活躍推進法の行動計画に男女賃金を規定する。

マタハラ、セクハラ、パワハラを禁止する法律を作る。

技能実習制度は奴隷制度にも等しく、早急に廃止するべき。



9月26日高裁前で(レイバーネットより)

予定されるが引き続き裁判所への取り組みもよろしくと要請があった。原告各人からは、退職金もなく仕事を奪われた悔しさや明るく闘っていくという決意表明と支援の訴え

があった。最後は「東京高裁は非正規差別をなくせ！ 公正判決を出せ！ 非正規差別を許さないぞ！ 非正規労働者の尊厳を守れ！ 非正規労働者の声を聞け！」のシュプレヒコールが響いた。

高裁あての団体・個人署名も始まった。早速署名をしていこう。